

2面…バンドマルシェ演奏者受付/親子おたのしみ企画/子ども体験講座/第13回ひばりが丘フェスティバル/くらしに役立つミニ講習会/地域講座/防災講座
3面…やぎさわディスコ/ムービールーム柳沢/ヤギフェスマスコット愛称決定! /「市内ちょこっと駅さんぽ②」～田無駅編～

柳沢公民館 柳沢1-15-1 ☎042-464-8211 kouminkan@city.nishitokyo.lg.jp
田無公民館 休館中、問い合わせは柳沢公民館へ tana-kou@city.nishitokyo.lg.jp
芝久保公民館 芝久保町5-4-48 ☎042-461-9825 shiba-kou@city.nishitokyo.lg.jp

谷戸公民館 谷戸町1-17-2 ☎042-421-3855 yato-kou@city.nishitokyo.lg.jp
ひばりが丘公民館 ひばりが丘2-3-4 ☎042-424-3011 hibari-kou@city.nishitokyo.lg.jp
保谷駅前公民館 東町3-14-30 ☎042-421-1125 ekimae-kou@city.nishitokyo.lg.jp



谷川由起子さん。西東京市子どもの権利擁護委員。社会福祉士。公認心理師。外資系企業から転身。西東京市子育て・子育てワイワイプランの策定に携わる。前西東京市子ども子育て審議会委員、同審議会計画専門部会長。八王子市学校教育部スクールソーシャルワーカー。



井利由利さん。西東京市子どもの権利擁護委員。臨床心理士。公認心理師。精神保健福祉士。公益社団法人に所属し、30年以上ひきこもり支援を行う。文京区、世田谷区、台東区からの委託を受け、主に18歳以上のひきこもり相談に応じている。



野村武司さん。西東京市代表子どもの権利擁護委員。弁護士。日弁連子どもの権利委員会幹事、子どもの権利条約総合研究所副代表など。これまでに10以上のいじめ重大事態第三者調査委員会に携わる。東京経済大学現代法学部教授。

子どもの権利を知る

「西東京市子ども条例」に学ぶ、地域と大人の役割



▲条例の詳細はこちら

条例の理念、目的は？

西東京市では「西東京市子ども条例」を平成30年に制定、同年10月1日から施行しました。全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有して制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としています。一時中断期間を挟みながらも市民の声を反映するうちに、約15年の歳月をかけて完成に至りました。

今回は条例の柱の一つである「子どもの権利擁護委員」の3人の委員にお話を聞きました。

条例制定の経緯について

野村 条例を基礎づけている「子どもの権利条約」は、第二次世界大戦下で悲惨な戦禍に見舞われたポーランドが世界に提案し、1989年に国連で採択されたのが始まりです。現在は196か国が批准し、批准数で見ると世界で一番大きな条約となっています。日本は一九九四年に批准し、これを踏まえて二〇〇〇年、川崎市が全国に先駆けて条例を作りました。それ以降、他の自治体でも条例を作る流れになります。西東京市では最初に条例を検討した当時から、条例を作ることで子どもの育ちを後押ししたいという思いがあったと思います。ただ、当時は子どもの権利に対して誤解も多く、権利を認めるとわがままになる子どもには義務を教えるべきだとよく言われていた時代でした。

市民の思いと活動の成果が込められたこの条例は、他の自治体からも参考にされています

井利 私は他の自治体で主に18歳以上の引きこもりの支援を行っていますが、相談を受けていると、10代の頃の不登校や暮らしの中に問題の根っこがあると強く感じます。特に今の子どもたちは、自分の気持ちやちゃんと話す事ができず、人に気を使いが

子どもを取り巻く環境について

野村 子どもの権利という概念の先駆者であるポーランドの小児科医コルチャックは「子どもはだんだん人間になるのではなく、最初から人間である」という言葉を残し、子ども人間としての権利主体性に強い示唆を与えています。条例は、こうした考え方を基礎としてより具体的に子どもの権利について定めています。これを踏まえた川崎市の条例は、多くの自治体から参考にされていて、どの条例にも川崎市のエッセンスが入っています。

ものが言えなかったのは「ひきこもり」

井利 体感的にはSNSがはやる前「自己責任」という言葉が飛び交うようになったころからだと思います。そうした社会を生きるため、決められたあるべき形に従う子どもたちが委縮し、いわゆる良い子↓疲れ切る↓不登校、という流れは確実にあると思います。また「自己責任」には、自己評価を下がりやすくし、自分が悪いから仕方ないと考えやすくなるという側面があると思います。

子ども相談室「ほっとルーム」が大切にしていること

谷川 最初の相談は親から入ったとしても、子どもの話を聞くことを大事にしています。子ども自身がどう考え、どのような解決を望んでいるのかを中心に相談に応じています。子どもが困っているとき、周りの大人(親や先生など)は心配で、子どもによかれと思ってしまうことをします。「子どものために」というのもっともなように聞こえますが、その中身がずれていたります。逆に子どもの負担になっていることも。

「子どもの人生の主演は子ども自身である」という大人の姿勢も大事ですね

井利 子どもが自分で説明したいという気持ちになることで、子ども自身が成長してくれてる部分もあります。谷川 そうですね。将来困ったときに、人に相談することはいいこと、解決しなくても楽になれることを体験することが、大人になつてからの相談力につながっていくと思います。

公民館が果たすべき役割とは？

野村 公民館は発信力、企画力が大事なところだと思っております。講座で子どもと一緒に考えたり、大人たちに発信していくこともお願いしたいですね。また、子どもから大人に移行していく年代(若者の)参加や活動の場になっていくことが、うまくつながっていくのではないかと思います。

西東京市子ども相談室「ほっとルーム」

電話:0120-9109-77

(住吉会館ルピナス内)

子どもが直接相談できる、相談・救済機関です。秘密は守られ、匿名でも相談ができます。上記の3人が指揮をとり対応します。

- 構成:子どもの権利擁護委員3名
相談調査専門員3名(常駐)、事務局(市職員)4名
- 相談方法:電話、面談、メール、手紙、ファクス
- 相談時間:月～金は14時～20時、土は10時～16時、日祝年末年始は閉室



「ほっとルーム」で相談の電話が鳴ると

- ① まず相談調査専門員が内容を聞き取り相談に応じる
- ② その後、子どもの権利擁護委員と相談調査専門員で対応を協議
→子どもの権利擁護委員の中で、メインを決めて動く
→ケースが進行していく中で、対応を協議する
など、様々なスタイルで6名が力を合わせて対応している。
子どもの権利擁護委員による対外的な調整も含めて、単なる相談室ではなく、相談から解決まで導いていく場として業務にあたっている。